

品川区議会タブレット端末等の使用基準について

(趣旨)

第1条 この基準は、議会審議および議会活動における議員のタブレット端末等の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タブレット端末等 タブレット型情報端末およびノート型パソコンをいう。
- (2) 会議等 品川区議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、幹事長会、各派協議会、委員長会その他議長が認めるものをいう。

(会議等において使用できる機能)

第3条 会議等においてタブレット端末等を用いて使用できる機能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) クラウド文書共有システムの閲覧
- (2) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (3) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (4) 議事に関する資料の検索を目的としたインターネットサイトの閲覧
- (5) 議事に関する資料画像・映像の出力等のプレゼンテーション機能

(使用にあたっての注意事項)

第4条 タブレット端末等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議等においては、次に掲げる使用を行ってはならない。
 - ①メールの送信、ソーシャルメディアへの投稿
 - ②議事の内容に関係の無いインターネットサイトの閲覧
 - ③通話
 - ④会議等の録音または写真・動画の撮影
 - ⑤その他会議等に関係のない目的の使用
- (2) 会議等においては画面表示が第三者の目に触れることがあることから個人情報等の配慮を必要とする情報の表示の際には注意すること。
- (3) 会議等においては電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、

操作音が会議等の支障とならないよう配慮すること。

- (4) 会議等においては資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。
- (5) 貸与されたタブレット型情報端末を会議等以外で使用する場合は、議会活動に関わりのない目的で使用しないこと。
- (6) 貸与されたタブレット型情報端末は、各議員が責任を持って管理し、各端末を貸与された本人以外に使用させないこと。また、万が一紛失や破損、動作の不具合等の故障が発生した場合、第1号様式により速やかに議長へ報告を行うこと。
- (7) 貸与されたタブレット型情報端末に搭載されているアプリケーション以外をインストールする場合、別表に定める基準に従い、第2号様式により、事前に議長に申し出ること。その場合、アプリケーションの購入費用および使用料金については当該議員本人が負担すること。
- (8) 貸与されたタブレット型情報端末の使用に関しては、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行うこと。
- (9) 情報の外部送信等に際しては、個人情報の保護に留意するほか、情報の内容等を十分精査し、提供の可否を判断すること。
- (10) 前号の外部送信を行う場合は、データ等の誤送信の防止に努めるとともに、当該情報が意図せずして不特定多数の者に拡散した場合の結果を考慮し、細心の注意を払うこと。
- (11) 貸与されたタブレット型情報端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続は行わないこと。
- (12) 貸与されたタブレット型情報端末に個人情報を含む資料等を保存する場合は必要最低限のもののみとし、原則としてメール機能等による送受信は行わないこと。
- (13) ウイルス感染または個人情報等の漏えいがあった場合は、速やかに実情を把握し、議長に第3号様式により報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (14) 貸与されたタブレット型情報端末以外の私物端末で、区が本会議場・委員会室に設置したWi-Fiに接続しないこと。

(使用の中止)

第5条 会議等において議長および委員長等は、使用できる機能や注意事項に反する利用がある場合、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、タブレット端末等の使用の中止を命ずる

ことができる。

- 2 前号に定めるもののほか、議長は、タブレット型情報端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、タブレット型情報端末の使用の中止を命ずることができる。

(タブレット型情報端末の返還)

第6条 タブレット型情報端末を貸与された議員がその身分を失ったときは、タブレット型情報端末を貸与された初期の状態へ戻したうえ、速やかに区議会事務局へ返還しなければならない。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

別表 (第4条関係)

追加できるもの	議会活動に関わりのあるアプリケーションで、調査・研究のため必要と認められるもの
追加できないもの	次のいずれかに該当する事由で使用するアプリケーション ①遊興を目的としたもの ②私的な利用を目的としたもの ③その他議会活動に関わりの無い目的のもの

備考：次のアプリケーションをインストールする場合は、第2号様式による申し出は不要とする。

- ①しながわパパママ応援アプリ
- ②品川区ウォーキングマップ
- ③カタログポケット (広報しながわ電子書籍)
- ④しながわ巡り

第1号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

報告者名

印

タブレット型情報端末の紛失・破損・故障報告書

下記のとおりタブレット型情報端末の（紛失 ・ 破損 ・ 故障）を報告します。

記

紛失・破損・故障した日	平成 年 月 日 ()
タブレット型情報端末 No	
紛失場所または 破損箇所・故障の状況	
紛失・破損・故障の経緯 (具体的に)	
再発防止策	

第2号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

申請者名

印

タブレット型情報端末におけるアプリケーション追加申出書

下記のとおりタブレット型情報端末におけるアプリケーション追加を申し出ます。

なお、追加申し出にあたり、現環境との不具合が発覚した場合は、申し出たアプリケーションを削除します。

記

アプリケーションの追加使用日	平成 年 月 日 ()
タブレット型情報端末 No	
アプリケーション名	
アプリケーションの発行元	
アプリケーションの追加理由	<input type="checkbox"/> 文書の作成 <input type="checkbox"/> 動画等の閲覧 <input type="checkbox"/> メール、SNS <input type="checkbox"/> その他 具体的理由 ()
アプリケーション追加の費用	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (円)

第3号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

報告者名

印

タブレット型情報端末におけるデータ漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおり（ データ漏えい ・ ウイルス感染 ）を報告します。

記

データ漏えい・ウイルス感染 の発生した日	平成 年 月 日（ ）
タブレット型情報端末 No	
データ漏えい・ウイルス感染 の経緯（具体的に）	
考えられる要因	
再発防止策	